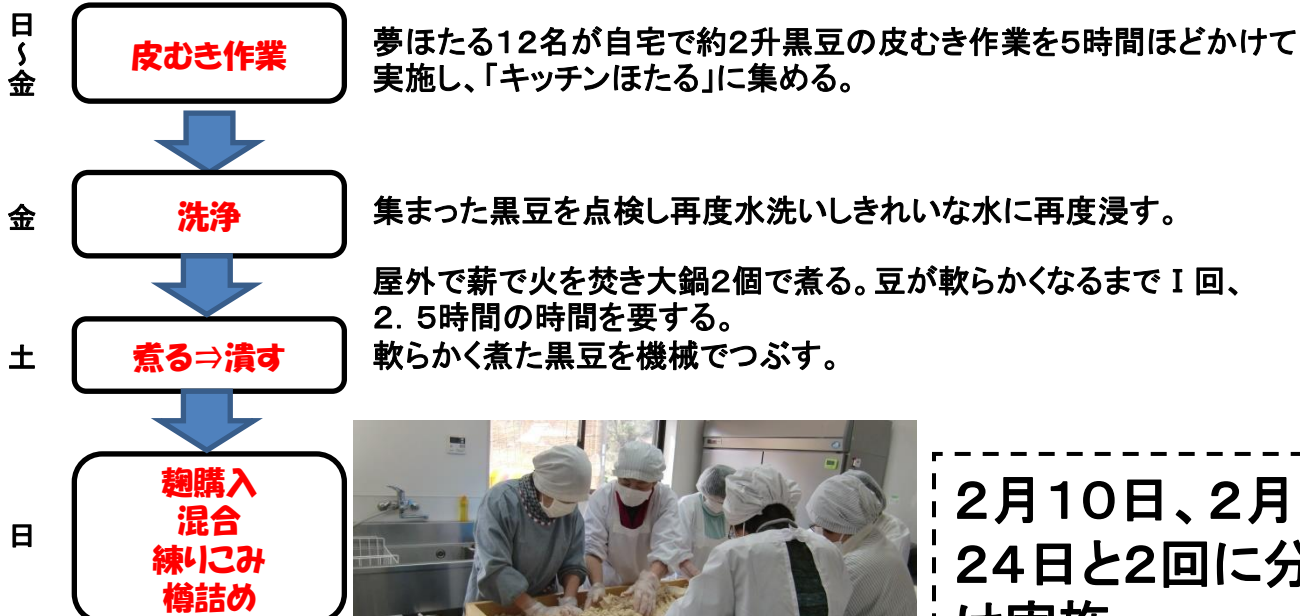


ご苦労さまでした！2019年黒大豆味噌づくり



2月10日、2月24日と2回に分けて実施。

1年寝かせば美味しい手作り黒豆味噌の出来上がり

消費税軽減税率制度の説明を勉強

平成31年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられます。この引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率とは、品目によって税率が8%にとどまるものがあります。税率が複数になるところから、売り上げと仕入れとを税率ごとに区分して税額計算を行うこととなります。京丹波ほたるの里においては、農業生産部門と加工部門とがあり、新制度に対応していきたい。

軽減税率の対象品目

- ・酒類を除く飲食料品
- ・週2回以上発行される新聞(定期契約に基づくもの)

飲食料品
(食品表示法に規定する食品)
人の飲食又は食用に供されるもの

・外食は対象外

・直売所等での販売において、飲食設備等で飲食させる場合、外食に該当しないが、標準税率10%が適用されます。そのため、通常の直売所での飲食料品の販売と区分する必要があります。

美しいふるさとをみんなの力で守っていきましょう！